

よくある質問(Q&A)

※〇歳年度末…〇歳到達後最初の3月31日のことを指します。

項番	質問	回答
1	児童手当の対象拡充はいつから反映されますか？また支払い日はいつですか？	令和6年(2024年)10月分の手当から反映されます。対象拡充後の児童手当は2か月に1回支給いたしますので、令和6年(2024年)10月分の手当が支給されるのは、令和6年(2024年)12月です。 また、支払い日は偶数月の15日を予定しております。※支払い日が土・日・祝日である場合は直前の平日に前倒します。
2	第3子以降加算とはなんですか？	第3子以降加算とは、通常お子様一人当たりの支給月額が10,000円であるところ、養育しているお子様が3人以上いる場合に、3人目以降のお子様の支給金額が増額されることを言います(多子加算と言う場合もあります)。 制度改正前は、第3子以降の支給月額が15,000円で、お子様の数を数えるときは高校卒業(18歳年度末)までのお子様を対象としておりました。 令和6年(2024年)10月の制度改正後は、第3子以降の支給月額が30,000円に増額され、さらに大学卒業相当(22歳年度末)までのお子様を数えることができるようになります。
3	現在児童手当を受給している人は原則申請不要とのことですが、18歳年度末を経過してから22歳年度末までにある子を養育している場合はなぜ申請が必要なのですか？また、0歳から22歳年度末までの子が2人以下の場合はなぜ申請が不要なのですか？	<p>現在児童手当を受給しているかたは、既に18歳年度末までのお子様についての申請をいただいております。このため、申請をいただかなくても拡充対象のお子様に対する増額処理を実施することができます。</p> <p>一方で、18歳年度末を経過したお子様(大学生相当のお子様)については、現在の養育状況を熊本市で把握していないため、ご申請いただく必要がございます。</p> <p>なお、0歳から22歳年度末までのお子様2人以下の場合は第3子以降加算の対象外となり、児童手当の支給対象でない大学生相当のお子様の養育状況を把握する必要がないため、申請不要としております。</p> <p>具体的な例</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">大学2年生 (第1子：20歳)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">高校2年生 (第2子：17歳)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">中学3年生 (第3子：15歳)</div> <div style="font-size: 2em; color: blue; margin: 10px 0;">↓</div> <div style="background-color: #e0ffe0; padding: 10px; border: 1px solid #add8e6;"> 第1子を養育していることを申請すれば、第3子の支給月額が10,000円から30,000円に増額します。 </div> </div> <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">大学2年生 (第1子：20歳)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">中学3年生 (第2子：15歳)</div> <div style="font-size: 2em; color: blue; margin: 10px 0;">↓</div> <div style="background-color: #e0ffe0; padding: 10px; border: 1px solid #add8e6;"> 第1子を養育していることを申請しても、第2子の支給月額が変わらないので申請不要。 </div> </div> </div>

4	<p>高校を卒業して就職している子がいますが、第3子以降加算におけるカウント対象に含めることはできますか？</p>	<p>お子様が就職していても、そのお子様を養育している場合は第3子以降加算におけるカウント対象に含めることができます。養育しているとは、以下2つの条件をどちらも満たしている状態のことを言います。 ①お子様と同居し、日常生活上の世話・必要な保護をしている、または、別居しているが定期的な連絡・面会等をしている。そのほか、これらに相当する監護状況である。 ②生活費(食費、家賃等)または学費などを負担している。そのほか、これらに相当する経済的負担をしている。 上記条件①、②のどちらも満たしていれば、お子様の状況(進学・就職・浪人等)は問わず、第3子以降加算におけるカウント対象に含めることができます。</p>
5	<p>夫婦で共同して子を養育している場合、父母のどちらが申請すべきでしょうか？</p>	<p>父母が共同してお子様を養育している場合、生計中心者(原則所得の高いかた)が申請者となります。ただし、育児休暇等により、一時的に父母の所得が逆転している場合は、所得の低いかたが申請することもできます。※父母のうち、所得の低いかたが申請した場合は、児童手当制度改正申請受付コールセンター(096-276-6778)からお尋ねのお電話をする場合があります。 なお、所得の高い配偶者が、熊本市外に居住している場合、または勤務先から手当が支給される公務員である場合は、配偶者の居住自治体、または勤務先で児童手当の申請をする必要がありますのでご注意ください。熊本市との重複支給が発覚した場合は、重複支給分の手当をご返還いただきます。</p>
6	<p>現在児童手当を受給していない人には、令和6年(2024年)7月頃に申請書が届くとのことでしたが届きませんでした。どうしてでしょうか？</p>	<p>令和6年(2024年)7月頃に発送する申請書は、令和6年(2024年)6月2日時点で熊本市に住民票がある高校生相当のお子様(生年月日が平成18年(2006年)4月2日～平成21年(2009年)4月1日までの間にあるお子様)のご住所宛にお送りしております。基準日以降に熊本市に転入してきたかたや、1人目のお子様が生まれたかたには申請書をお送りしておりません。また、対象のお子様の住民票が熊本市外にある場合は、熊本市で対象を特定できないため、申請書をお送りしておりません。 そのほか、以下の理由で申請書等が不着であることが考えられます。 ・別居しているお子様のお手元に届いている。 ・令和6年(2024年)6月～7月頃に引っ越しをし、その際郵便局に転送届を提出しておらず、郵便物が差し戻されている。 ・お子様が児童養護施設等に入所している、または里親に委託されている。 申請書が届いていないかたは、令和6年(2024年)7月以降にこちらのホームページで電子申請用のリンクを公開いたしますので、そちらからご申請ください。</p>
7	<p>申請書が届きましたが、令和6年(2024年)10月より前に熊本市外に転出予定です。この場合、熊本市への制度改正に関する申請は必要でしょうか？</p>	<p>制度改正前(令和6年(2024年)9月まで)に熊本市外に転出される場合は、熊本市への制度改正に関するお手続きは不要です。転出した先でのお手続きをお願いします。※申請方法や申請開始時期は自治体によって異なりますので、詳しくは転出先の児童手当担当部署にお尋ねください。 なお、熊本市外に転出する場合は、転出に伴う消滅届を熊本市に提出する必要がありますので、ご注意ください。</p>
8	<p>児童手当制度改正(対象拡充)のお知らせの二次元コードから電子申請しようとしたのですが、うまくできませんでした。</p>	<p>児童手当制度改正に関する電子申請は、「熊本県・市町村共同システム電子申請サービス」からご申請いただいております。操作方法やログインパスワードについてなど、当該システムの仕様に関するお問い合わせは電子申請サービス専用のコールセンターまでお尋ねください。 ○固定電話コールセンター TEL:0120-464-119(フリーダイヤル) (平日9:00～17:00 年末年始除く) ○携帯電話コールセンター TEL:0570-041-001(有料) (平日9:00～17:00 年末年始除く) なお、申請の内容や児童手当の制度についてのお問い合わせは、児童手当制度改正申請受付コールセンター(096-276-6778)までお尋ねください。</p>
9	<p>申請書を紛失してしまいました。再発行することはできますか？</p>	<p>申請書等を紛失した場合、再発行することができます。児童手当制度改正申請受付コールセンター(096-276-6778)までお電話ください。</p>

10	電子申請をしましたが、きちんと申請できているか確認していただくことはできますか？	申請いただいたデータは順番に受付・処理しておりますので、コールセンター等にお電話いただいても回答できない場合がございます。正常に電子申請が完了した場合は、申請時に入力いただいたメールアドレス宛に受付完了のメールが届きますので、そちらでご確認ください。
11	電子申請以外にも申請する方法はありますか？	電子申請、郵送申請、窓口申請のいずれでもご申請いただけます。郵送で申請する場合は、ホームページ下部のお問い合わせ先に記載しております【申請書郵送先】までご提出ください。※郵送で申請する場合の郵送料金は、申請者様負担となります。窓口で申請する場合は、ホームページ下部のお問い合わせ先に記載しております各区役所保健こども課または総合出張所でご申請ください。
12	所得上限を超過し、現在受給資格を喪失しています。制度改正後に児童手当を受給するために申請が必要ですか？	現在児童手当の受給資格を喪失しているかたは、改めて認定請求をしていただく必要がございます。令和6年度(2024年度)現況届審査の結果、所得上限を超過したことにより受給資格を喪失したかたには、資格消滅通知と併せて認定請求に関するご案内を郵送いたしますので、そちらに印字されている二次元コードから電子申請してください。なお、令和5年度(2023年度)以前に所得上限を超過したことにより受給資格を喪失したかたには、令和6年(2024年)7月初旬頃に申請書を郵送いたします。※所得上限を超過したことにより、熊本市外で受給資格を喪失した後に熊本市に転入したかたには、申請書を郵送いたしません。令和6年(2024年)7月以降にこちらのホームページで電子申請用のリンクを公開いたしますので、そちらからご申請ください。
13	現在、高校生の子どもをひとり養育していますが、配偶者と離婚協議中で、子どもを連れて別居しています。この場合、児童手当は私と配偶者のどちらが申請すべきでしょうか？ また、電子申請ができないのはどうしてでしょうか？	離婚協議中や配偶者からの暴力(DV)により父母の生計が別である場合は、お子様と同居しているかたが児童手当の申請をしてください。配偶者と離婚協議中のかたなど一部のかたは、職員による事情の聞き取りが必要な場合や、状況によって追加で書類をご提出いただく場合がございます。電子申請では、申請するかたの状況に応じた柔軟な対応が出来かねますので、各区保健こども課または総合出張所での申請をご案内しております。申請に必要な書類などについては、お住まいの区の保健こども課にお問い合わせください。
14	高校生の子を1人養育していますが、令和6年(2024年)10月に児童手当が支給されませんでした。	対象拡充が適用されるのは令和6年(2024年)10月からですが、10月分の手当が支給されるのは令和6年(2024年)12月です。そのほか、令和6年(2024年)11月15日(金)までにご申請いただけていない場合は、初回の支給が遅れることがあります(申請が不要なかたを除きます)。